

京都市告示第 459 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年3月31日

京都市長 梶本頼兼

医療機関指定（・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
堤大宮歯科医院	北区紫野上門前町100番地 正木ビル2F	平成16年2月18日
薬局ガーデンドラックス白川店	左京区浄土寺上馬場町97	平成16年2月1日
みのり薬局DC	右京区西院追分町25番地の1 ダイアモンドシティ・ハナ3F	平成16年2月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)